

令和 2 年 4 月 1 7 日

指定居宅介護支援事業所 管理者 様
指定介護予防支援事業所 管理者 様
指定小規模多機能型居宅介護 管理者 様

北名古屋市役所福祉部次長兼

高齢福祉課長 青山 美枝

新型コロナウイルス感染症拡大防止に係るケアマネジメント
業務等の臨時的な対応について（通知）

表題の件につきまして、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、当分の間、下記のとおりご対応ください。

なお、本通知の趣旨に基づき行われた措置（適切に記録を残している場合に限る。）は、減算や指導の対象とはせず、また各種加算の要件を満たしているものとして取り扱います。

記

1 基本的な考え方

利用者、事業所間、事業所内を問わず、対面を要する業務については、極力これを避けて代替措置を実施し、その旨を記録に残してください。

2 代替措置の例

- ・利用者のアセスメント→利用者の家族、主治医等からの情報収集
- ・モニタリング→電話での聞き取り
- ・サービス担当者会議→FAX 等での意見照会等
- ・ケアプラン、利用票の説明、同意→電話で説明し同意を得る（署名捺印は後日で可）
- ・事業所内又は事業所間での情報共有、会議等→書面の回覧、FAX、電話、郵送等で対応

3 その他

本通知の適用を終了するときは、改めてお知らせします。

〔問い合わせ先〕

担 当 福祉部高齢福祉課

電話番号 0 5 6 8 - 2 2 - 1 1 1 1

F A X 0 5 6 8 - 2 6 - 4 4 7 7

E - m a i l korei@city.kitanagoya.lg.jp